

青森県果報

第二千二十五号

平成十四年五月二十四日(金曜日)

目次

告 示

- 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………(青少年男女共同・
参画課)……………一
- 証紙売りさばき人の指定……………(経理課)……………二
- 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………(同)……………二

公 告

- 新規土地改良事業施行の認可……………(農村整備課)……………二
- 建設業者の許可の取消し……………(八戸県土整備事務所)……………二
- 右 同……………(十和田県土整備事務所)……………三
- 出先機関…………………………三
- 土地改良区の清算人の退任……………(西地方農林水産事務所弘前県土整備事務所)……………三
- 道路の位置の指定…………………………三
- 公安委員会…………………………三
- 型式の検定適合遊技機……………(生活安全課企画)……………三

告 示

示

青森県告示第二百七十九号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十四年五月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

指定番号	種別	名 称	発行者(製作者)名	該当条項
二六三	書籍	つるるッ! ホイップ6月号増刊 〇八一七〇六	コアマガジン	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
二六四		@BUBKA ブブカ6月号増刊 一七八八六六	セブン新社	
二六五		レディースコミック微熱 6月号 〇九六六三六	東京三世社	
二六六		コットンコミック 6月号 〇三七七七六	ぶんか社	
二六七		PENTHOUSE 6月号 〇七九三三六		
二六八		ザ・ベストMAGAZINE 6月号 一四〇〇三六		
二六九		ザ・ベストMAGAZINE SPECIAL6月号 一四〇七七六	KKベストセラーズ	
二七〇		ガツン!EXCITING 5月10日号増刊 二二六七六五/一〇		

三六八二	三六八一	アクションカメラ 6月号	〇一四五五 六	ワニマガジン 社
COMIC 5月号	ラブラフ 一六一五一 〇五			

青森県告示第百八十号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十一年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十四年五月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 売りさばき人の住所及び氏名

東津軽郡平内町大字小湊字小湊二二四の一

八重樫 ヤエ

二 指定年月日

平成十四年五月二十四日

三 売りさばき場所

東津軽郡平内町大字小湊字小湊二二四の一

青森県告示第百八十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十四年五月七日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十四年五月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

売りさばき人の住所及び名称

西津軽郡木造町字千代町一八

木造地区交通安全協会

公 告

新規土地改良事業施行の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、板柳東部土地改良区が新たに行つ次の土地改良事業の施行を平成十四年五月十七日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成十四年五月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 事業名 基盤整備促進

二 地区名 夕顔

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年五月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 川崎建設株式会社

二 代表者の氏名 川崎 一三

三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字切谷内字向平二二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一ニ）第一六一二二号

五 取消年月日 平成十四年五月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十四年五月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年五月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 株式会社漆館組
- 二 代表者の氏名 漆館 正博
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字犬落瀬字柳沢九一の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 九）第五六〇号
- 五 取消年月日 平成十四年五月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築一式工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十四年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した横磯土地改良区から、次のとおり清算人の退任の届出があったので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成十四年五月二十四日

西地方農林水産事務所長 小 林 雅 彦

氏 名	住 所	退任の年月日
小林 昭 忠	西津軽郡深浦町大字横磯字下岡崎八一の三	平成一四・五・七
紀 本 行 雄	〃 〃 〃	〃 〃 〃
中 村 義 正	〃 〃 〃	〃 〃 〃
佐 藤 久 一	〃 〃 〃	〃 〃 〃
佐 藤 善 悦	〃 〃 〃	〃 〃 〃
熊 谷 辰 雄	字上岡崎七二の一 字下岡崎五五の二	〃 〃 〃
平 岡 実 光	〃 〃 〃	〃 〃 〃
佐 藤 義 光	字中岡崎一六	〃 〃 〃
粟 谷 勇 郎	字下岡崎一八	〃 〃 〃

弘前県土整備事務所告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、弘前県土整備事務所及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年五月二十四日

弘前県土整備事務所長 後 藤 正 紀

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
黒石市大字浅瀬石字川合 一四四の九	五九・七五メートル	六・〇〇メートル	平成 一四・五・三

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第二十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十條第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六條の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九條第一項の規定により告示する。

平成十四年五月二十四日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRメイドインジャパン遊1	豊丸産業株式会社
同	CRガツチャマンS	サミー株式会社
同	CR玉緒でドツカン!!	同 右
同	CR蛭子能収L	株式会社高尾
同	CR蛭子能収M	同 右
同	CRプリティーわんわんM6	株式会社三洋物産
同	CRプリティーわんわんL7	同 右
回胴式遊技機	フィーバーフランケンG	株式会社ガイドー
同	スーパージャックポットA	岡崎産業株式会社
同	サンユウシ	株式会社アリストクライト テクノロジーズ
同	ライライゴクウ	株式会社エレコ
同	メガダイヤ	株式会社大都技研

同	同
右	右
エチゴヤ2	メガダイヤ30
同	同
右	右

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭